

消費税率改正時の設定

概要

消費税率が変更になる場合は、以下の設定等を行う事で対応が可能となります。

- (1) 支払確定時の会計日で税率の判断を行わせる方法。
- (2) 8%と10%の用件／内訳を2重化する方法。
- (3) 税率変更日に用件／内訳の税率を8%→10%へ変更する方法。

詳細

- (1) 支払確定時の会計日で税率の判断を行わせる方法。

- 各マスターへの設定

基本設定への設定

1. 税率変更日、変更後消費税率の設定をします。
2. 税率変更前の税コード／税区分、税率変更後の税コード／税区分を設定します。

消費税設定			
*消費税率	<input type="text" value="8"/>	変更後消費税率	<input type="text" value="10"/>
税コード	<input type="text" value="118"/>	変更後税コード	<input type="text" value="110"/>
税区分	<input type="text" value="8"/>	変更後税区分	<input type="text" value="10"/>
消費税率が変更される際、各項目を入力することで、変更日以降は変更後の税率・税コード・税区分に変更されます。			変更日
			<input type="text" value="2019/10/01"/>

※ 消費税の再計算のみで税コード／税区分を変更する必要がない場合は、税コード／税区分を設定する必要はありません。

用件マスターへの設定

1. 税変換で消費税変更日が来た場合に新しい税率を適用するか設定します。

用件マスター			
*コード	<input type="text" value="0004"/>		
*用件名	<input type="text" value="移動"/>		
用件名(英語)	<input type="text"/>		
会計科目	<input type="text" value="740"/> 旅費交通費		
補助科目	<input type="text"/>		
交通費精算	区分 <input type="text" value="用件"/> 必須項目 <input type="text" value="111011000000000"/>		
出張精算	区分 <input type="text" value="用件"/> 必須項目 <input type="text" value="000001000000000"/> 支払方法 <input type="text"/>		
海外出張精算	区分 <input type="text" value="用件"/> 必須項目 <input type="text" value="000001000000000"/> 支払方法 <input type="text"/>		
税率	<input type="text" value="8"/>	税コード	<input type="text"/>
税区分	<input type="text"/>	税変換	<input checked="" type="checkbox"/>
パターン	<input type="text" value="1"/>	表示順	<input type="text" value="1"/>
予備1	<input type="text"/>	予備2	<input type="text"/>

内訳マスターへの設定

1. 税変換で消費税変更日が来た場合に新しい税率を適用するか設定します。

内訳マスター			
*コード	0011		
分類	事務用品購入		
分類 (英語)			
*内訳名	書籍・雑誌購入代		
内訳名 (英語)			
会計科目	Q	0025	新聞図書費
補助科目	Q		
表示	Q	0110	
経費精算	必須項目	Q	1011 支払方法
支払依頼	必須項目	Q	1011
税率	8	税コード	1
税区分		税変換	<input checked="" type="checkbox"/>
源泉税区分		接待区分	
パターン		表示順	20
予備 1		予備 2	

※経過措置、軽減税率対象の用件／内訳は別途追加が必要です。

交際費等の定額控除／源泉税(税抜)に関しましては、一人あたりの金額算出や税抜金額算出で税率を使用しますので、旧税率と新税率の内訳を作成して「税変換」のチェックをはずして登録をし適宜選択を行って頂く必要がございます。

- 「eKeihi」本体での動作

支払確定

変更日と支払確定時の会計日により、変更前か変更後税率のどちらを使うのか判断をして税額計算を行います。

例)

変更日	会計日	明細金額	税率	変更後消費税率	税額(四捨五入で計算)
2019/10/1	2019/9/30	¥1,000	8%		74
	2010/10/1	¥1,000		10%	91

※ 用件／内訳にある「税変換」のチェックがないもの(経過措置等)は、旧税率で消費税が算出されます。

- ・ 仕訳データ出力での動作
消費税額の計算(仕訳詳細設定No.23 税処理方法 の補助値が「1:消費税の再計算する」の場合)
会計への連携データ作成時に税額を再計算する「交通費精算」「出張精算」「海外出張精算」
について、用件マスターの「税変換対象」と指定された費用科目である場合、変更後税率で
消費税額を計算します。

※「経費精算」「支払依頼」「振替伝票」では、確定時に計算済のため再計算しません。

＜基本設定の変更後消費税率で計算がされる条件＞

- 基本設定の「変更後消費税率」と「変更日」の両方が設定
- 用件マスターの「税率」と基本設定の「消費税率」が一致
- 用件マスターで「税変換対象」と設定されている
- 「会計日」が基本設定の「変更日」以降

税コード／税区分の変更

「振替伝票」を除く全ての伝票について、用件／内訳マスターの設定で「税変換対象」と指定された費用科目である場合、変更後税区分で作成します。

＜基本設定の変更後税区分が設定される条件＞

- 基本設定の「変更後税コード／税区分」と「変更日」の両方が設定
- 用件／内訳マスターの「税コード／税区分」と基本設定の「税コード／税区分」が一致
- 用件／内訳マスターで「税変換対象」と設定されている
- 「会計日」が基本設定の「変更日」以降

- ・ 伝票データ出力での動作

税コード／税区分の変更

「振替伝票」を除く全ての伝票について、用件／内訳マスターの設定で「税変換対象」と指定された費用科目である場合、変更後税区分で作成します。

＜基本設定の変更後税区分が設定される条件＞

- 基本設定の「変更後税コード／税区分」と「変更日」の両方が設定
- 用件／内訳マスターの「税コード／税区分」と基本設定の「変更前税コード／税区分」が一致
- 用件／内訳マスターで「税変換対象」と設定されている
- 「会計日」が基本設定の「変更日」以降

※ 旧税率で処理を行う必要がなくなった場合(経過措置は除く)は、未使用になる用件／内訳マスターの非表示、基本設定の変更日／税コード／税区分／変更後消費税率／変更後税コード／変更後税区分をクリアする必要があります。

(2) 8%と10%の用件／内訳を2重化する方法。

- ・「用件」／「内訳」の名称等に「8%」や「10%」等、分かりやすい名称を付けて頂く事をお奨め致します。
 - ・移行期に「用件」／「内訳」の選択ミスがあった場合は、支払確定時に適宜訂正をして頂くか、差戻し等を行って修正をして頂くかのいずれかになります。
 - ・「8%」の「用件」／「内訳」を選択する必要がなくなった(経過措置は除く)場合、当該の「用件」／「内訳」を非表示に変更いただく事となります。
- ※ 削除をしますと、過去データ参照時に正しい名称が表示されません。
- ・経過措置、軽減税率対象の用件／内訳は別途追加が必要です。

用件／内訳名	会計科目／補助科目	税率／税コード／税区分
打合飲食（店舗内）8%	会議費	課税8%
打合飲食（店舗内）10%	会議費	課税10%
打合飲食（持帰）	会議費（軽減税率対象）	課税8%（軽減）
リース料8%	リース料	課税8%
リース料10%	リース料	課税10%
リース料（経過措置対象）	リース料（経過措置）	課税8%（経過）

(3) 税率変更日に用件／内訳の税率を8%→10%へ変更する。

用件／内訳名	会計科目／補助科目	税率／税コード／税区分
打合飲食（店舗内）	会議費	課税10%
打合飲食（持帰）	会議費（軽減税率対象）	課税8%（軽減）
リース料	リース料	課税10%
リース料（経過措置対象）	リース料（経過措置）	課税8%（経過）

- ・経過措置、軽減税率対象の用件／内訳は別途追加が必要です。